

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 20 | 沼津市寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和6年5月17日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>沼津市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。</p> <p>寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う住所地の市区町村に、申告特例通知書を送付</p> |
| ③対象人数 | <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | ふるさと納税業務管理システム(ふるさと納税do) |
| ②システムの機能 | <p>ふるさと納税寄附者の全件リスト ふるさと納税寄附者の返礼品等発送状況の管理 ふるさと納税寄附者のワンストップ申請状況の管理</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p> |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | eLTAXシステム |
| ②システムの機能 | ワンストップ申請データの連携 |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| ふるさと応援基金寄附金ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 産業政策課 |
| ②所属長の役職名 | 産業政策課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|-----------------|---|
| ふるさと応援基金寄附金ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者 |
| その必要性 | ・ふるさと納税ワンストップ特例申請制度による寄附金控除のため。 |
| ④記録される項目 | [10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | 寄附金控除に係る申告特例の通知送付に必要な項目のみ収集する |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年4月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 産業政策課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|---|
| ①入手元 ※ | <input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他 (ふるさと納税のワンストップ申請専用サイト) | |
| ③使用目的 ※ | 寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知をするため | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 産業政策課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | 寄附者のうち、寄附金控除に係る申告特例申請書の提出があった者を対象とし、当該寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金税額控除の適用のため、申告特例申請書に記入された個人番号等の情報を寄附金控除に係る申告特例通知書として通知送付する。 | |
| 情報の突合 | 1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年4月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---------------------------------------|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | ワンストップ申請BPO | |
| ①委託内容 | ワンストップ申請書類の添付資料の審査及び取り込み | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | トラストバンク株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。 |
| | ⑥再委託事項 | 上記委託内容と同様 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1,500) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない |
| 提供先1 | ワンストップ特例申請者の居住する市区町村 |
| ①法令上の根拠 | 地方税法附則第7条第5項及び第12項 |
| ②提供先における用途 | 市町村民税、道府県民税の賦課決定事務 |
| ③提供する情報 | 通知日、住所、氏名、フリガナ、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者 |
| ⑥提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN) |
| ⑦時期・頻度 | 毎年1月に1回、対象は約1,500自治体。提供は、eLTAX(地方税ポータルシステム)により実施。 |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<沼津市における措置>

沼津市ではシステムを保有していない。
申請書類は、鍵付きロッカー等の保管

<委託先の措置>

紙及び電子データが格納されているサーバーは、セキュリティルーム(鍵付き、監視カメラあり)内に保管されており、入室を厳重に管理している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

ふるさと応援基金寄附金ファイル

住所、フリガナ、氏名、個人番号、生年月日、電話番号、寄附金額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| ふるさと応援基金寄附金ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 申請書が届いた時点で、バーコードにより本市への寄附情報と照合し、該当しないものは返送もしくは、該当市町へ連絡し送付する。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 あらかじめ定められたインタフェースや申請様式に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。(個人番号を取扱うのはLGWAN系端末のみ) |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> |
| 具体的な管理方法 | 権限のない職員等はファイルサーバーにアクセスできる権限を付与されていない。 元職員等は、所属変更等と同一の日に権限を削除している。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| システムを表示させるディスプレイは、来庁者から見えない位置に置く。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 以下を定めている。 ①第三者及び委託先従業員で委託業務に関与しない者への提供・開示・漏えいの禁止 ②目的外利用の禁止 ③無断の複写・複製又はこれに類する行為の禁止 ④業務履行後の不要物の廃棄・消去、契約終了後の返還 ⑤安全管理体制の整備・確保・報告 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定し、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けることとする。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 閲覧や更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧や更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧や更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が出来ないようにする。 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 他自治体への提供(eLTAH回送)については、複数職員による確認を行う。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|---|--|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | — |
| 再発防止策の内容 | — |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>申請書等は、施錠された書庫において保管しており、保存期間満了後には廃棄する。 磁気媒体及び機器内のデータについても保存期間満了後廃棄する。</p> | |
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施している。 委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報の取扱いに関する規定を盛り込み、個人情報保護に関する各種規程を遵守させる。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p>情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 〒410-0861 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求書を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 産業政策課 055-934-4879 |
| ②対応方法 | 電話による対応を受け付ける。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和6年5月14日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

